

## 重度の障害のある方へ 特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが支給できます。

### ●特別障害者手当

【対象】身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方。

①重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）

②重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級療育手帳の障害の程度がA、精

神障害）が二つ以上ある

③重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

### ●障害児福祉手当

【対象】身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども。

①重度の障害が一つ以上ある  
②知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

### ●特別児童扶養手当

【対象】身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

■1級に該当する子ども

①身体障害者手帳1・2級ま

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	26,810円
障害児福祉手当	14,580円
特別児童扶養手当	1級 51,450円
	2級 34,270円

たは3級の一部（※2）

②療育手帳の障害の程度がA

■2級に該当する子ども

①身体障害者手帳3級または4級の一部（※3）

②療育手帳の障害の程度がB

（※1）身体障害者手帳1・2

級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

（※2）下肢障害において、両

足首から欠くもの

（※3）下肢障害において、一

下肢の機能の著しい障害以上

手当には支給制限があります

・本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

・社会福祉施設に入所しているとき

・3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課

☎0820（77）5505



ご相談は…  
柳井地区広域消費生活センター  
☎0820（22）2125  
山口県消費生活センター  
☎083（924）0999

悪質な架空請求はがきは無視してください！

### 【相談】

「民事訴訟管理センター」から「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というはがきが届いた。心当たりはない。今後、どうしたらよいか。

### 【処理】

この名称を名乗る機関からはがきが届いたといった相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられていることや、架空請求であることを伝え、決して相手に連絡をせず、支払いもしないように助言しました。

### 【ワンポイント講座】

はがきやメールなど様々な手段で、身に覚えのない悪質な架空請求が横行しています。架空請求では相手に連絡をしたり、支払いをしてはいけません。請求された内容について不明な点や不安を持った場合には、相手に連絡せず、支払う前に、まずは消費生活センターに相談することが重要です。

また、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等の場合は、書類の真偽の判断が難しいので、放置せず、すぐに柳井地区広域消費生活センターや山口県消費生活センターに相談しましょう。

■問い合わせ 周防大島町商工観光課

☎0820（79）1003